

汚染土壌対策技術検討委員会設置要領

(設置)

第1条 青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会(以下「協議会」という。)における検討事項のうち、汚染土壌対策の具体的手法に関する技術的評価を行い、協議会の検討等に資するため、協議会設置要領第8条の規定に基づき汚染土壌対策技術検討委員会(以下「検討委員会」という。)を置く。

(所掌)

第2条 検討委員会は、汚染土壌対策の具体的手法等に関する技術的評価を行うこととし、検討結果は協議会に報告するものとする。

(組織)

第3条 検討委員会は、環境生活部長(以下「部長」という。)が委嘱する委員をもって組織する。

2 委員の任期は2年とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選による。

3 副委員長は、委員長が選任する。

4 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、委員長が招集する。

(意見の聴取)

第6条 検討委員会は、第2条に定める所掌事項の審議に関し、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、岩手県環境生活部産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室において処理する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成18年12月16日から施行する。

汚染土壌対策技術検討委員会名簿

(委員)

(五十音順)

氏名	所属等
江種 伸之	和歌山大学システム工学部 環境システム学科 准教授
◎ 川本 克也	国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 副センター長
颯田 尚哉	岩手大学農学部 共生環境課程 教授
中澤 廣	岩手大学工学部 社会環境工学科 教授
○ 築田 幸	元 岩手県環境保健研究センター所長
渡部 正利	元 岩手県土木技術振興協会 理事長

◎：委員長 ○：副委員長

(オブザーバー)

氏名	所属等
藤田 正実	財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 適正処理推進部 部長